

「小金井第二小学校PTA規約」の改正 新旧対照表

旧		新	
第1章 名 称			
第1条	本会は小金井第二小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。	第1条（名称）	本会は、小金井市立小金井第二小学校PTAと称し、事務所を小金井市立小金井第二小学校内に置く。
第2章 目的と活動			
第2条	本会は児童の幸福を目指し、学校と家庭が力を合わせて、児童の教育的環境の充実を図ることを目的とする。	第2条（目的）	本会は児童の幸福を目指し、学校と家庭が力を合わせて、児童の教育的環境の充実を図ることを目的とする。
第3条	本会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。 （１）児童の奨学、福祉、厚生、保健に関すること。 （２）児童の校外生活指導並びに安全に関すること。 （３）会員の研修及び親睦に関すること。 （４）その他前条に付帯する活動。	第3条（活動）	本会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。 （１）児童の奨学、福祉、厚生、保健に関すること。 （２）児童の校外生活指導並びに安全に関すること。 （３）会員の研修及び親睦に関すること。 （４）その他前条に付帯する活動。
第3章 方 針			
第4条	本会は次の方針による。 （１）児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体機関と協力する。 （２）特定の政党、宗教にかたよらず、営利を目的としない。 （３）学校の人事、その他管理には干渉しない。	第4条（方針）	本会の活動は次の方針による。 （１）児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体機関と協力する。 （２）特定の政党、宗教にかたよらず、営利を目的としない。 （３）学校の人事、その他管理には干渉しない。
第4章 会 員			
第5条	本会の会員は、次の通りと定める。 （１）二小に在籍する児童の保護者。 （２）二小の教員。	第5条（入会資格）	本会への入会資格を有する者は、次の通りと定める。 （１）小金井市立小金井第二小学校に在籍する児童の保護者。 （２）小金井市立小金井第二小学校の教職員。
		第6条（入退会）	本会への入会、および、退会は、前条に定める有資格者の自由意志とする。
第6条	本会の会員は、次の会費を納めるものとする。 （１）会費は、一世帯1教員それぞれ年額金1900円とする。但し、特別な事情がある場合は、運営委員会の決定により会費を免除することができる。 （２）会費は決められた期日に全額納め、原則として納入した会費は返金しないものとする。 （３）転入による途中入会は、月割にして会費を納めるものとする。	第7条（会費）	本会の会員は、次の会費を納めるものとする。 （１）保護者会員の会費は、一世帯で年額 2,000円（うち100円はPTA保険料）とする。 （２）教員会員の会費は、年額 1,900円（教員は無料でPTA保険に加入できるため）とする。 （３）会費は決められた期日に全額納め、原則として納入した会費は返金しないものとする。 （４）転入による中途入会者の納める会費は、4月1日から9月30日までの転入は2,000円、10月1日から3月31日までの転入は1,000円とする。 （５）特別な事情がある場合は、運営委員会の決定により会費を免除することができる。
第5章 会 計			
第7条	本会の活動費用は、会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。	第8条（活動費用）	本会の活動費用は、会費、寄付金、助成金、補助金、リサイクルによる収入、および、その他の収入をもってこれに充てる。
第8条	本会の会計は、総会で決議された予算に基づいて執行され、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。	第9条（予算と決算）	本会の会計は、総会で決議された予算に基づいて執行され、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。
第9条	本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。	第10条（会計年度）	本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
第10条	会員は、会長の承認を得て会計立ち会いのもと、本会の会計簿を閲覧することができる。	第11条（会計簿の閲覧）	会員は、会長の承認を得て会計立ち会いのもと、本会の会計簿を閲覧することができる。
第6章 期間及びその活動			

第11条	本会の運営を円滑に行う為、期間を次の2期に分けるものとする。 但し、公式活動期間は4月1日より翌年3月31日までとする。 (1) 本期間・・・定時総会より翌年3月31日までを本期間とする。 (2) 暫定期間・・・4月1日より定時総会までを暫定期間とする。	第12条 (活動期間)	本会の運営を円滑に行う為、期間を次の2期に分けるものとし、公式活動期間は4月1日より翌年3月31日までとする。 (1) 本期間・・・定時総会より翌年3月31日までを本期間とする。 (2) 暫定期間・・・4月1日より定時総会までを暫定期間とする。
第7章 総 会			
第12条	総会は全会員で構成され、本会の最高決議機関である。	第13条 (総会)	総会は全会員で構成され、本会の最高決議機関である。総会への議案提出ができるのは、本部委員のみとする。
第13条	総会は、定時総会及び臨時総会とする。 定時総会は毎年1回(4月又は5月)開催し、次のことを決議する。 (1) 役員、会計監査役、委員長及び委員の承認 (2) 年度事業報告、年度決算報告、年度事業計画案及び年度予算案 (3) 規約改正その他重要事項 臨時総会は会員の過半数の要求があったとき、又は運営委員会の決議によって開催することができる。	第14条 (定時総会) 定時総会は、年1回開催し、次のことを決議する。 (1) 本部委員 (顧問、および、会計監査役含む) の承認 (2) 前年度の事業報告、および、前年度の決算報告 (3) 当年度の事業計画案、および、予算案 (4) 規約改正その他重要事項 第15条 (臨時総会) 臨時総会は会員の過半数の要求があったとき、又は運営委員会の決議によって開催することができる。	
第14条	総会は全会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議する。	第16条 (総会決議)	総会は全会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議する。
第8章 役員及び暫定役員			
第15条	本会に次の役員を置き、会員より選出する。ここで言う役員とは、暫定役員(次期候補者)も含めて役員と言う。 (1) 会 長 1名(保護者) (2) 副会長 4名～7名(保護者3名～6名、教員1名) (3) 書 記 3名～4名(保護者2名～3名、教員1名) (4) 会 計 3名～4名(保護者2名～3名、教員1名) 尚、校長を顧問とする。 但し、周年行事、P連会長校などにあたる年度は若干名の役員数の変更ができるものとする。	第17条 (本部委員)	本会には、次の本部委員を置き、会員より選出する。ここでいう本部委員とは、暫定委員(次期候補者)も含めて本部委員と言う。なお、校長を顧問とする。但し、周年行事の開催年度、および、PTA連合会の会長校など、特別な年度においては、本部委員定数の変更ができるものとする。なお、顧問、および、会長は、本会のいずれに関する活動や会議等に出席して、意見を述べる事ができる。 (1) 顧 問 1名(校長) (2) 会 長 1名(保護者) (3) 副会長 2名(副校長、および、保護者) (3) 書 記 1～2名 (4) 会 計 2名 (5) 安 全 3～4名 (6) 広 報 1～2名 (7) イベント 1～2名 (8) 校 外 3～4名 (9) ボランティアサポート 1～2名 (10) PTA改革 1～2名
第16条	暫定役員とは、前年度の運営委員会において承認された次期役員候補者を指し、暫定委員長及び暫定委員とは、会長候補者より委嘱を受けた次期候補者を指す。	第18条 (暫定委員)	暫定役員とは、前年度の運営委員会において承認された次期本部委員候補者を指す。
第17条	役員の任期は第11条に従うものとする。但し、再任を妨げない。 又、欠員による補充役員に関しては運営委員会において審議し、承認を得る。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。	第19条 (委員任期)	本部委員の任期は第12条に従うものとする。但し、再任を妨げない。また、欠員により補充する本部委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第18条	暫定期間中の運営委員会、委員会及びその他の活動は、暫定役員、暫定委員長、暫定委員が公式に行うものとする。	第20条 (暫定期間中の活動)	暫定期間中の本会全ての活動は、暫定委員が公式に行うものとする。
第19条	暫定期間中は本会の活動が円滑に行われるよう、前年度役員並びに前年度委員(卒業、転出はこの限りではない)が、暫定役員並びに暫定委員に協力して本会の運営にあたる。	第21条 (暫定期間)	暫定期間中は本会の活動が円滑に行われるよう、前年度の本部委員が、暫定本部委員に協力して本会の運営にあたる。
第20条	会長は次の職務を行う。 (1) 本会を代表し、会務を統括する。 (2) 総会、運営委員会を招集する。 (3) 各委員会の委員長、副委員長及び委員を委嘱する。	第22条 (会長の職務)	会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、各種行事やイベントへの参加、および、挨拶、PTA連合会への参加を職務とする。
第21条	副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。	第23条 (副会長の職務)	副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。また、各種会議を運営する。

第 2 2 条	書記は、本会の活動に関する事項の記録、通信、その他の書類の保管並びに会長の指示に従って会の庶務を行う。	第 2 4 条（書記の職務）	書記は、本会全体にかかわる会議に関する事項を記録し、また、各種書類の保管、および、管理を行う。
第 2 3 条	会計は、本会の活動に関する会計庶務を行う。	第 2 5 条（会計の職務）	会計は、本会の活動に関する会計庶務を行う。
		第 2 6 条（安全の職務） 第 2 7 条（広報の職務） 第 2 8 条（イベントの職務） 第 2 9 条（校外の職務） 第 3 0 条（ボランティアサポートの職務） 第 3 1 条（PTA改革の職務）	安全は、本部委員と協力し、第 3 条 2 項に定める、児童の校外活動に関すること、交通をはじめとする児童の安全に関する対策指導にあたり、地域のより良い生活環境を作る活動をする。 広報は、本会の活動に伴う広報活動を行う。 イベントは、各種行事や記念品の贈呈等、会員相互の交流を促す各種イベントを立案し実施する。 校外は、児童の教育、ならびに、福祉のために活動する他の団体機関との協力関係を構築する。 ボランティアサポートは、各種のサークル活動、および、卒業生、並びに、新入生に関する事項、ボランティアを募って実施する活動全てについて、ボランティアの募集、受付、活動のサポートを担う。 PTA改革は、本会の活動目的、および、活動方針を将来にわたって実現するための活動を担う。
第 2 4 条	会長は、各委員会、学年委員会、学級集会のいずれにも出席して意見を述べる事ができる。		*17条に同様の記載あり
第 2 5 条	顧問は、本会の活動のいずれにも出席して、意見を述べる事ができる。		*17条に同様の記載あり
第 9 章 会 計 監 査			
第 2 6 条	本会の経理を監査する為 2 名の会計監査役を置く。	第 3 2 条（監査役の設置）	本会の経理を監査するため 2 名の会計監査役を置く。特別な事情がない限り、当年度の監査役は、前年度の会計（教員・保護者の 2 名）が務める。
第 2 7 条	会計監査役は、原則として年度末に会計を監査し、その結果を総会で報告する。但し、必要に応じ、臨時監査を行うことができる。	第 3 3 条（会計監査役の職務）	会計監査役は、原則として年度末に会計を監査し、その結果を総会で報告する。但し、必要に応じ、臨時監査を行うことができる。
第 2 8 条	会計監査役の選出並びに任期については、第 1 1 条に準ずる。 又、特別な事情がない限り、前年度の会計役員中 2 名が就任するものとし、内 1 名は教員とする。	第 3 4 条（監査役の任期）	会計監査役の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。
第 1 0 章 委員会及びその活動			
第 2 9 条	本会に下記の委員会及びサークルを置き、本会の目的を遂行する為次の活動をする。 （１）学級担当委員会・・・各学級の会員より提案された要望、意見などを調整し、運営委員会に上程したり、会員相互の親睦に関する活動の立案及び実施をする。 （２）役員選出委員会・・・各学年の会員より次期役員候補者の選出にあたる。尚、その詳細については細則による。 （３）文化広報委員会・・・会報の発行、本会の活動に伴う広報活動、並びに会員相互の文化交流や研修会などの立案及び実施。 （４）卒業対策委員会・・・卒業生に関する事項の立案及び実施。 （５）校外指導委員会・・・児童の校外活動に関すること、交通をはじめとする児童の安全に関する対策指導にあたり、地域のより良い生活環境を作る活動をする。 （６）特別委員会・・・運営委員会により召集され、その目的を達成する為に活動する。 （７）サークル・・・会員相互の親睦を図るために、運営委員会の承認を得て設置することができる。	第 3 5 条（ボランティア活動） 第 3 6 条（サークル活動）	本会員相互の親睦を図るため、本部委員の承認を得て本会内にボランティア活動組織を設置することができる。 本会員相互の親睦を図るため、運営委員会の承認を得て本会内にサークルを設置することができる。
第 3 0 条	上記各委員会には、各学級又は各地域(各登校班)より選出された委員並びに、1 名の教員による委員を置き、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。又、各委員長は必要に応じ、委員を招集して各委員会を開催することができる。		
第 1 1 章 クラス委員			

第 3 1 条	各委員会活動並びに各学級のPTA活動を円滑に行う為、各学級よりクラス委員を選出し、それぞれの委員が協力してこれにあたる。但しここで言うクラス委員とは、1 学年から5 学年の学級については、学級担当委員・役員選出委員・文化広報委員を指し、6 学年については役員選出委員を選出せず、学級担当委員・文化広報委員に卒業対策委員を加え、さくら学級については学級担当委員並びに卒業対策委員とする。		
第 3 2 条	クラス委員の選出は次の通りとする。 (1) 学級担当委員・役員選出委員・文化広報委員については各学級それぞれ1 名の委員を選出する。但し、6 学年については学級担当委員・文化広報委員について各学級それぞれ1 名の委員を選出し、役員選出委員については選出しない。さくら学級については学級担当委員2 名を選出する。 (2) 卒業対策委員については、6 学年の各学級並びにさくら学級それぞれ2、3 名の委員を選出する。但しその年度の状況に応じ若干の委員数の変更ができるものとする。 (3) 上記各委員の任期は第 1 1 条に準ずる。		
第 1 2 章 運営委員会			
第 3 3 条	運営委員会は、必要に応じて開催され、役員、学級担当委員長、役員選出委員長、文化広報委員長、卒業対策委員長、校外指導委員長、学級担当委員(但し、学級担当委員が不在の場合は、その学級の他のクラス委員が代行できるものとする)で構成され、次の項目に関し確認、協議及び審議する。 ①総会で決議された事項の執行に関する件。 ②予算の執行並びに変更に関する件。 ③規約に関する件。 ④決算報告並びに事業報告に関する件。 ⑤年度予算案並びに事業計画案に関する件。 ⑥暫定役員の承認に関する件。 ⑦特別委員会の招集に関する件。 ⑧その他、本会の円滑な運営上、重要と思われる事項に関する件。	第 3 7 条 (運営委員会)	1. 運営委員会は本部委員で構成され、原則、9 月と2 月の年に2 回開催される。 2. 当年度1 回目の運営委員会(原則、9 月)は、各委員からの議事の提出がなければ開催しない。 3. 当年度2 回目の運営委員会(原則、2 月)は2 部制とし、各部において、以下の内容について協議する。 (1) 第一部 ①総会で決議された事項の執行に関する件。 ②予算の執行並びに変更に関する件。 ③規約に関する件。 ④決算報告並びに事業報告に関する件。 ⑤年度予算案並びに事業計画案に関する件。 ⑥暫定役員の承認に関する件。 ⑦特別委員会の招集に関する件。 ⑧その他、本会の円滑な運営上、重要と思われる事項に関する件。 (2) 第二部 ①新年度役員の互選。 ②新旧本部委員の引継ぎ。 ③その他、本会の円滑な運営上、重要と思われる事項に関する件。
第 3 4 条	会員は、運営委員会に出席し意見を述べる事が出来る。但し、議決権はないものとする。	第 3 8 条 (会員の出席) 第 3 9 条 (議案) 第 4 0 条 (議決)	本部委員を除く会員は、運営委員会に出席することができない。 運営委員会への議案提出ができるのは、本部委員のみとする。 運営委員会は、本部委員2 分の1 以上の出席をもって成立し、議決は出席した委員の過半数の賛成を得て決議する。
第 1 3 章 学級集会及び学年委員会			
第 3 5 条	本会の目的を達成するために各学級の会員は、学級集会を開催することができる。	第 4 1 条 (学級集会)	本会の目的を達成するために各学級の会員は、学級集会を開催することができる。
第 3 6 条	同じ学年の全学級により学年委員会を開催することができる。		
		第 4 2 条 (個人情報の取り扱い)	本会が会員より取得した個人情報は、本会が別で定める個人情報取り扱い規則に則る。
第 1 4 章 改 正			
第 3 7 条	本規約は総会の決議により改正することができる。	第 4 3 条 (規約改正)	本規約は総会の決議により改正することができる。
附 則			
第 3 8 条	この規約は平成17年5月20日より実施するものとする。また、本改正版は平成30年5月2日より実施するものとする。	附則	本規約は2024年11月15日より施行する。
役員選出方法に関する細則			

	本会の次期役員選出は、次のとおりとする。１．役員選出委員会は、本会の活動を円滑に遂行するため、次期役員候補者の選出にあたる。 ２．１学年から５学年の各学年は、学年より最低１名以上の次期役員候補者を選出し、２学期末までに役員選出委員会に推薦する。ただし、１学年あたりの役員の人数は、全役員数の３分の１未満とする。 ３．役員選出委員会は、会長の招集により、次期役員候補者（教員は除く）の互選会を開催、充分な話し合いをもって互選された候補者の役職に関し、役員選出委員の５分の３以上の賛成をもってこれを決定する。又以上の結果を翌年１月末までに運営委員会に報告し、その後開かれる運営委員会に「暫定役員の承認の件」として上程する。 ４．役員選出委員が次期役員候補者になる場合は、その任を外し、その学級から改めて役員選出委員を選出する。 ＊役員選出方法に関する詳細は「PTAハンドブック」を参照するものとする。		本会の本部委員の選出手順は、次のとおりとする。 １．本会の本部委員は、全て立候補により選出する。 ２．立候補者が定数に満たない場合は、再度、立候補を募る。 ３．それでも立候補者が定数に満たない場合は、当年度の本部委員が事前に取り決めた優先順位を参考に、立候補者は各委員へ就任し、定数に満たない委員の活動は停止する。 ４．各委員の定数を超えた立候補があった場合は、未経験者を優先する。未経験者がいない場合は、本会の本部役員・委員（旧、本部役員、クラス委員）の経験回数が少ない方を優先する。 ５．１学年あたりの本部委員の人数は、全委員数の２分の１未満とする。 ６．１学年あたりの本部委員の人数が、全委員数の２分の１以上となる場合は以下のとおりとする。 （１）立候補者が、既定の委員数に満たない場合は、全委員数の２分の１以上となっている学年以外から、定数に満たない委員について再度立候補を募る。 （２）立候補者が、既定の委員数に達している場合は、全委員数の２分の１以上となっている学年以外から、定数に関係なく、再度立候補を募る。 ７．当年度の本部委員は運営委員会にて、公平な立場として次年度の本部委員候補者の選出を行う。 ８．運営委員会にて互選会を開催、十分な話し合いをもって互選された候補者の役職に関し、当年度本部委員の５分の３以上の賛成をもってこれを決定する。
	慶弔に関する細則		
	会員の慶弔、慰問、転退職の場合は、次の規定により下記の金額を支出する。 １．会員死亡の場合 金10,000円 ２．本校在学児童死亡の場合 金10,000円 ３．その他の場合は運営委員会にて協議し決定する。 上記の項目に関して、PTAとしては一切の返礼を受けないものとする。		会員の慶弔、慰問、転退職の場合は、次の規定により下記の金額を支出する。また、下記の項目に関して、本会としては一切の返礼を受けないものとする。 １．会員死亡の場合 金10,000円 ２．本校在学児童死亡の場合 金10,000円 ３．その他の場合 運営委員会にて協議し決定する
	改正履歴		
	H30.5.2 実施のPTA定時総会にて、以下４項目について改正(変更箇所抜粋) ①第10章第30条 「副委員長2名を選出する。」 ⇒ 「副委員長1名を選出する。」 ②第12章第33条 「原則として毎月1回開催され」 ⇒ 「必要に応じて開催され」 ③附則第38条 「また、本改正版は平成30年5月2日より実施するものとする。」←追加 ④役員選出方法に関する細則 2. 「学年より2名以上の」 ⇒ 「学年より最低1名以上の」 「ただし、1学年あたりの役員の人数は、全役員数の3分の1未満とする。」←追加		改正履歴は「旧規約と新規約の比較」資料を参照のこと